

中国職官辞典

秦から南宋まで

吉田 誠夫 編

B5・740頁 定価(本体31,800円+税) ISBN978-4-8169-2841-3 2020年7月刊行

正確な理解が難しい、中国の職官・官署を
中央の上級官僚から地方の下級官吏まで網羅
秦の統一から南宋滅亡までの1500年間

- 統一秦の成立から南宋末期まで、各王朝における職官および官署など12,000件を立項した専門辞典です。どの時代に設けられ、どのような職掌でどんな等級・階層だったかなど、中国の職官・官署について基本的な知識を得ることができます。
- 各職官・官署は、日本語読み(ほぼ漢字音読み)の五十音順に排列。設置された時代・王朝、その職掌、官秩(俸禄)、人数、等級・位階および上級職・下位職の関係などがわかります。
- 名称・職掌が同じでも王朝ごとに位階・等級などが異なる職官も、時代を追って簡便に記載しています。
- 巻末に「逆引き索引」「参考文献」付き。

中国史・東洋史、
中国文学、中国書誌学の
研究者・研究施設などに
おすすめします

編者プロフィール

吉田 誠夫 よしだ・のぶお


1941年東京生まれ。二松学舎大学大学院文学研究科中国学専攻博士課程修了。芝浦工業大学高校を経て東日本国際大学講師・同大学儒学文化研究所副所長。2010年退職。

『中国文学研究文献要覧 1945～1977 (戦後編)』
(日外アソシエーツ 1979、[共編])など。

2020.7

お問い合わせは… **日外アソシエーツ 営業局**

TEL.03-3763-5241(代) FAX.03-3764-0845
〒140-0013 東京都品川区南大井6-16-16 <http://www.nichigai.co.jp/>

■貴店名	注文書	中国職官辞典 秦から南宋まで	
		定価(本体31,800円+税) ISBN978-4-8169-2841-3	冊
		 9784816928413	

憲吏：唐代、御史台の官吏をいう。

元僚：幕府の僚属をいう。

県令：県の行政長官(県知事)、令と簡称される。戦国時代からある官で、始皇の秦では郡県制を確立し、一万戸以上の県に令を置き、秩は千石から六百石まで差があった。輔佐として県丞・県尉が置かれた。秩は四百石から二百石まで差があり、これを長吏と称し、百石以下には斗食(月俸十一斛)・佐史(月俸八斛)があり、これを少吏と称した。また十里ごとに亭を設けて亭長を置き、十亭を郷として三老(教化を掌る)を置き、また有秩(郷の財政を掌る)・嗇夫(訴訟・徴税を掌る)・游徼(盗賊の取り締まりを掌る。巡查)を置いた。漢に踏襲され、縁辺の県では一万戸未満でも令と称された。佐官に丞、尉が置かれ、中央政府によって任命された。また属吏には諸曹掾、史、書佐等があって県令、県長によって選任された。なお、王莽(在位8-23)の新では県宰といった。県丞と県尉はこの下に属する。魏、晋、南北朝では秦、漢の制を襲用し、千戸以上の大県を統治する長官を令と称し、千戸未満の県では長と称した。南朝では縁辺に少数の他民族[非漢民族]が数百戸ないし数十戸くらいが僑居するだけの県にも令が置かれた。秩は六品から九品まで差があった。おおむねは州郡の僚佐が昇遷して就任した。隋、唐、五代十国では正五品上から従七品下まで。宋では幕職州県官。神宗(趙頊。在位1067-1085)の時の元豊寄祿格[新寄祿官]で従政郎と改めて職事官とし(→幕職州県官の「幕職州県官一覽」)、徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧2年(1103)では選人の階官[崇寧選人寄祿官七階]で第五階の通仕郎(→崇寧選人寄祿官七階)。別に県令を置いて職事官とした。京朝官、選人、三班使臣(→三班院)等の階官あるいは試銜(試補—正式に任命されていない官。候補の官、見習いの官)の者が任職し、知県事と称され、知県と簡称された。

元老：『後漢書』章帝紀に「行大尉事・節郵侯の趙喜は三世位に在りて国の元老史補」巻下に「宰相相ひ老と曰ふ」と。宋・趙升到「国の老旧の名臣なり」

権六部尚書：権吏部尚書・権刑部尚書・権工部尚書・権戸部尚書・権礼部尚書・権兵部尚書。宋の哲宗(趙煦。在位1085-1100)に置かれ、徽宗(趙佶。在位1100-1125)の初に省かれ、北宋の高宗(趙構。在位1127-1162)の建炎4年(1130)に復た置かれた。(→権六部尚書)。

権六部侍郎：尚書省権吏部侍郎・権戸部侍郎・権礼部侍郎・権兵部侍郎・権刑部侍郎・権工部侍郎を総称した従四品官。哲宗(趙煦。在位1085-1100)の元祐2年(1087)に置かれ、徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧(1102-1106)初に省かれ、南宋の高宗(趙構。在位1127-1162)の建炎4年(1130)に復た置かれた。権侍郎と簡称、権六曹侍郎と別称された。

五威後関將軍：新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれた。『漢書』王莽伝に「尉陸侯王嘉に命じて曰く、羊頭[山]の陁(あく)あり、北のかた燕・趙に当たれ、女(なんち)を五威後関將軍と作す。壺口[山]の險に拠つて撃ち、後(りへ)を尉陸せよ」と。

五威左関將軍：新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれた。『漢書』王莽伝に「掌威侯[王]琦に命じて曰く、肴[山]・臚[池]の險あり、東のかた鄭・衛に当たれ、女(なんち)を五威左関將軍と作(な)す。函谷にて非難(非違を糾(た)だ)し難(はば)むし、威を左(ひがし)に掌(と)れ」と。

五威四関將軍：新の王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれ、京師の護衛、四辺の鎮圧・懷柔を掌るべく、五威前関將軍、五威後関將軍、五威左関將軍、五威右関將軍を置いた。『漢書』王莽伝中。

五威司命：王莽(在位8-23)の始建国元年(9)に置かれた官で、上公以下の諸官を監察した。『漢書』王莽伝中。→五威司命將軍

【こ】

設置時代、職掌、定員人数、位階等級について記載。上位・下位の関係もわかる

市吏：後漢代、市場の交易を管掌した小吏。『後漢書』酷吏伝・樊曄に「初め光武[帝]、微なりし時、嘗て事を以て新野に拘(とら)はる、[その時]曄は市吏為(た)りて、餌(もち)一筒を餽(おく)る」と。

司理院：罪法を掌る官署。五代十国の時、各州に馬歩院が置かれ、牙校(本営を守護する武官)が馬歩都虞候に充てられ、刑獄(裁判)の事を掌った。北宋の太祖(趙匡胤。在位960-976)の開宝6年(973)、馬歩院を司寇院と改称し、馬歩都虞候を廃して司寇參軍を置いた。太宗(趙炅[匡義]。在位976-997)の太平興国4年(979)、司寇院を司理院と改称し、司寇參軍を司理參軍とし、刑獄で勘鞫(かんきく)(罪人を審問し罪の有無を定めること。罪人の尋問調査)の事を掌った。→司理參軍

司理參軍：五代十国以来、諸州には馬歩獄が置かれ、牙校(本営を守護する武官)をもって馬歩都虞候に充て、刑法を掌らせた。これを馬歩院という。宋の太祖(趙匡胤。在位960-976)の開宝6年(973)、馬歩院を改めて司理院とし馬歩都虞候を廃し、始めて諸州に司寇參軍を置き、新しい進士及び選人(官員候補者。幕職の州県官など下級の文臣寄祿官)を任じた幕職州県官。太宗(趙炅[匡義]。在位976-997)の太平興国4年(979)、司寇參軍を司理參軍と改称し、所属州の獄訟(民事裁判)で勘鞫(かんきく)(罪人を審問し罪の有無を定めること。罪人の尋問調査)の事を掌らせ、他職を兼ねさせなかった。司理と簡称される。神宗(趙頊。在位1067-1085)の時の元豊寄祿格[新寄祿官]で迪功郎と改め(→幕職州県官の「幕職州県官一覽」)、従九品。哲宗(趙煦。在位1085-1100)の元祐(1086-1093)の定制で上州に属するものは従八品、下州に属するものは従九品とされた。徽宗(趙佶。在位1100-1125)の崇寧2年(1103)では選人の階官[崇寧選人寄祿官七階]で第七階の将仕郎(→崇寧選人寄祿官七階)、従九品。南宋では左司理參軍、右司理參軍が置かれている(→臨安府)。元に至って廃された。

司律：音楽官。顔延年「赭白馬賦」(『文選』巻14)に見える。

侍立修注官：北宋の時、起居舎人に置かれた官。南宋の孝宗(趙昚。在位1162-1189)の淳熙15年(1188)、太常少卿が兼

元豊(1078-1085)の官制改革(元豊寄祿格[新寄祿官])で廃された。

詞林官：翰林の別称。

士林館学士：梁の武帝(蕭衍。在位502-549)の大同7年(541)、宮城の西に士林館を立て、学者を延集し、虞荔(503-561)。虞世基・世南はその子)を士林館学士とした。

司令：隋の文帝(楊堅。在位581-604)の開皇2年(582)に置かれ、内官の尚宮(宮廷女官。→尚宮)の属官。定員三人、図籍の管理、奏宣(皇帝への上奏文)の糾察を掌った。

司礼：尚書省の礼部のこと。唐の高宗(李治。在位649-683)の竜朔2年(662)に司礼と改称され、咸亨元年(670)に礼部に復した。

司隸：①「周礼」秋官司寇の属官。巡察し、治安と盜賊逮捕の任に当たり、警察官に相当する官。②漢の武帝(劉徹。在位前141-前87)の政和4年(1114)、司隸校尉が設けられた。成帝(劉駱。在位、前33-前7)の元延4年(前9)に廃されたが、哀帝(劉欣。在位前7-前1)の綏和2年(前7)に司隸として再置され、大司空に属し、丞相史直に比した。魏、晋に襲用され、司州(今の河南省宣陽縣)に置かれた。東晋では司隸を省き、その職は揚州刺史に移管された。北魏、北斉では司州牧を置いた。西魏、北周では「周礼」に倣って置き、秋官府に属し、司隸下大夫(正四命)を長官、小司隸上士(正三命)を副官とし、盜賊を捕らえることだけを掌った。③五胡十六国の前趙では劉聰(昭武帝。在位310-318)の時に置かれ、地方行政の長官(『晋書』記載・劉聰に「左・右司隸を置き、各(お)の戸二十余万を領す」と)。④隋初には雍州牧が置かれ、煬帝(楊広。在位604-618)の時には司天台が設けられ、司隸大夫一人を置き、巡察の事を掌った。唐には無いが、京畿採訪使が置かれ、その職をカバーした。

市令：漢代の大城市的商業区には市長が置かれたが、長安には両市があって市長・市令が設けられた。南北朝にもほぼ置かれた。唐代では府、州、県の交易場には市令が属僚に市丞、市佐、市史、市師等を置いて主管した。太宗(李世民。在位626-649)の貞觀17年(643)に廃されたが、睿宗(李旦。在位684-690。710-712)の垂拱(685-688。則天武后による政変)が行われていた年間にまた置かれ、その後も路

けん

し

し